

### 【施設利用規則補足条項】

#### 奈良県コンベンションセンター「施設利用申込期限」について

依然として新型コロナウイルス感染拡大の影響下にある社会情勢を鑑み、ご利用者様の利便向上のために、利用規則の補足条項として、利用申込期限を下記のように設定させていただきます。

利用施設	利用申込期限
全館利用(天平広場を除く)	利用開始日から3か月前まで
コンベンションホール 全面	利用開始日から3か月前まで
コンベンションホール 分割 (A・B・C)	利用開始日から2か月前まで
天平ホール、天平広場	利用開始日から2か月前まで
会議室201～206	利用開始日から1か月前まで
会議室101～108	利用開始日から14日前まで

注1) 本補足条項の適用期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(令和3年度中)に予約問合せを受付けた催物を対象とします。

(新型コロナウイルス感染拡大状況により、適用期限を見直す場合があります。)

注2) ご利用者様と施設指定管理者のお打合せにより問題がない場合は、上記期限以降の利用申込も受付け可能です。

2021年4月1日

奈良県コンベンションセンター